

7. 文化施設における貸会議室等の利活用について

文化振興部が所管する文化施設では、その主たる事業ではないものの、会議室・研修室などの貸出施設を有する施設が存在する。この貸出施設には、一定の利用制限があるものの、文化関係以外の活動でも利用することができる。

この「一定の利用制限」の例示として、文化会館のホームページに以下の記載がある。

- ・物品の販売等、営利を目的とした使用
- ・会員の勧誘または募集を目的とした使用
- ・政治的、宗教的活動を行う場所としての使用
- ・使用団体登録の申請内容と異なる使用
- ・利用規定もしくは、これに基づき当館の指示に従わない使用
- ・その他、公序良俗に反する使用

なお、文化会館の貸出施設の利用に当たっては、使用団体登録も必要である。

さて、文化施設の有する貸出施設について、平成 26 年度の貸出実績は、表 D6-7-1 のとおりである。一部の施設では稼働率が 70%を超えているが、それ以外の施設は稼働率が低いことが分かる。これら稼働率の低い貸出施設については、まずは稼働率を上げる具体的な施策(弾力的な価格設定や特別な催事など)を策定することが必要であり、それでも稼働率が上がらないようであれば、例えば収蔵品その他の倉庫、事務室・休憩室など、従来の用途を変更して利活用することを検討することも必要である。いずれにせよ、文化振興部及び歴史文化財団は、稼働率の低い貸出施設について、費用対効果や有効性・効率性の観点から、中長期的かつ具体的な利活用の施策の目標・計画を策定することが必要であると考えられる。

表 D6-7-1 文化施設における会議室等貸出実績

施設名	貸出施設	稼働率 (%)
江戸博	ホール	43.1
	会議室	56.5
	学習室 1	75.9
	学習室 2	75.6
	講堂	36.1
	第一研修室	30.9
	第二研修室	40.5
	講堂	41.0
	大会議室	39.8
	中会議室 1	51.6
文化会館	中会議室 2	35.6
	小会議室 1	40.8
	小会議室 2	57.7
	応接室 1	55.0
	応接室 2	40.5
芸術劇場	会議室	70.9

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(意見 2-44) 文化施設における貸会議室等の利活用について

複数の文化施設では会議室・研修室などの貸出施設を有しているが、平成 26 年度において、ほとんどの貸出施設の稼働率が 50%前後と低い状況にある。これら稼働率の低い貸出施設は、まずは稼働率を上げる具体的な施策(弾力的な料金設定や特別な催事など)を策定することが必要であること、それでも稼働率が上がらないようであれば、例えば収蔵品その他の倉庫、事務室・休憩室など、従来の用途を変更して利活用することも検討することが必要である。いずれにせよ、文化振興部及び歴史文化財団は、稼働率の低い貸出施設について、費用対効果や有効性・効率性の観点から、中長期的かつ具体的な利活用の施策の目標・計画を策定することとされたい。

【参考】（江戸博の3階広場の活用について）

江戸博の3階には、「江戸東京ひろば」（18,800㎡）が設置されている。これはデニスコート約72面分の広さである（1面260㎡換算）。

この広場は、休憩室がある以外に作品が数点置かれているだけで、非常に開放感のある空間であるものの、これだけの広さを確保しておきながら有効に活用できていない印象を受ける。利用方法が天候等に左右されるなど、条件面で制約があるということであるが、更に有効な活用方法を検討することが望ましい。

平成26年度の利用実績は以下のとおりである。

- ・両国にぎわい祭りの参加に際し、江戸博会場の一部として利用
- ・ヘブンアーティストの活動場所
- ・団体客等の集合場所、チケット購入待ち列の場
- ・小中学生等の団体の昼食場所

表 D6-7-2 平成26年度ヘブンアーティスト利用実績

		(単位：件)											
実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	4	4	4	4	4	15	13	7	3	-	-	-	65

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 1月から3月は常設展を閉鎖していたため3階広場も閉鎖している。

8. 東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館の資料情報システムについて

歴史文化財団が指定管理者である江戸博と写真美術館では、収蔵品を管理するための、別々（専用）の資料情報システムを使用している。このため、それぞれで保守及び運用費用が発生している。

平成7年1月の写真美術館の開館の際には、江戸博の資料情報システムを写真美術館で使用することも検討されたが、共有化は不可能との結論になったということである（当時の協議記録は残っていない）。

しかしながら、写真美術館資料情報システムは、江戸博のシステムを一部手直しして構築されたものであり、おおむね機能は共通である（表 D6-8-1 参照）。しかも、平成7年1月以降、現時点に至るまで、2つの資料情報システムを統合することによって得られる、システムコストの削減に向けた検討が不十分である。

表 D6-8-1 江戸博、写真美術館の資料情報システムの機能比較

江戸博		写真美術館	
資料収集	-	資料収集	-
資料登録	-	資料登録	-
資料管理	展示（常設・企画） 貸出し 写真撮影 閲覧 補修 棚卸し 爆蒸 目録 除籍・復活	資料管理	展示 貸出し *該当なし 作品閲覧 *該当なし 棚卸し *該当なし *該当なし 除籍・復活
資料検索	-	資料検索	-
資料装備	-	*該当なし	-
運用管理	-	運用管理	-

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

このように、写真美術館の資料情報システムは、そもそも江戸博の資料情報システムを一部手直ししたものであり、ベースが同一であることから類似機能が多数ある。にもかかわらず、以下のとおり、2つの資料情報システムの保守・

運用について、外部のシステム保守要員がそれぞれ常駐している。この点、経済性などの面で疑問が生ずるところである。

ここで、平成26年度の江戸博、写真美術館の資料情報システムに係る保守委託費用は表 D6-8-2のとおりである。

表 D6-8-2 江戸博、写真美術館の資料情報システムの保守委託費

科目	江戸博	写真美術館
平成26年度保守委託費	18,045	16,186

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(単位：千円)

以上を前提に、まずは、この保守委託費の作業単価について検討する。

江戸博の情報システム保守委託契約・委託仕様書の作業内訳では以下の記載がある。

- ・システム運用・保守
 ---SE (中級) 8 人月
 ---プログラマー 3 人月
- ・システム運用・保守
 ---SE (上級) 1 人月

つまり、1年間で合計12人月という作業工数になる(写真美術館の資料情報システムについては根拠数値が記載されていないかった)。

この作業工数で保守委託費18,045千円を除算すれば、システム技術者の人月平均単価は約1,503千円ということになる。

「平成26年度 情報サービス産業 取引及び価格に関する調査」(平成27年3月一般社団法人情報サービス産業協会)によれば、企業向けシステムの開発工程でのシステムエンジニアの8割以上の人月単価が1,000千円以下とされており、当該調査結果と比較した場合、江戸博の資料情報システム保守運用単価は高額であると言える。

次に、保守委託費の作業工数について検討する。

江戸博の資料情報システムについて、委託先からの月次報告の作業内容を見ると、表 D6-8-3 のとおり、「データ登録作業」や「データ出力作業」等の業務が多く、上級SEが実施するような高度な技術と能力を前提とする業務が見当たらない。

表 D6-8-3 江戸博 資料情報システムの保守委託先の作業実績 (平成26年度分)

(単位：人日)

月	月日	内容	人日	月合計人日
4月	4月4日	データ訂正作業	0.3	1.1
	4月4日	データ訂正作業	0.5	
	4月16日	データ出力作業	0.3	
5月	5月14日	データ訂正作業	0.4	3.3
	5月14日	データ訂正作業	0.4	
	5月14日	データ訂正作業	0.5	
	5月27日	データ訂正作業	0.3	
	5月27日	データ訂正作業	0.5	
	5月16日	データ出力作業	1.2	
6月	(省略)	(省略)	(省略)	1.8
7月	(省略)	(省略)	(省略)	1.2
8月	(省略)	(省略)	(省略)	8
	8月5日	データ訂正作業	0.5	
	8月14日	データ訂正作業	0.4	
	8月21日	データ出力作業	0.3	
	8月21日	データ訂正作業	0.4	
	8月28日	データ登録作業	4.0	
	8月29日	データ訂正作業	1.0	
	8月29日	データ訂正作業	1.0	
	8月29日	データ訂正作業	0.4	
9月	(省略)	(省略)	(省略)	2.9
10月	(省略)	(省略)	(省略)	1.8
11月	(省略)	(省略)	(省略)	1.7
12月	(省略)	(省略)	(省略)	1.9
1月	(省略)	(省略)	(省略)	1.8
2月	(省略)	(省略)	(省略)	1.1
3月	(省略)	(省略)	(省略)	14.8
	3月5日	データ出力作業	0.5	
	3月10日	データ出力作業	0.6	
	3月13日	データ出力作業	0.7	
	3月26日	データ登録作業	7.0	
	3月27日	データ登録作業	6.0	
合 計			41.4	(1.38 人月)

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

さらに、年間の技術者の実績作業工数は41.4人日≒1.38人月となることから、仕様書上に記載の予定工数12人月と比べ著しく少ない数値ということになる。そこで、仮に、前述の人月単価を1,000千円として、これに実際稼働時間を乗じた保守委託費を計算すると、表D6-8-4のとおり、1,380千円程度となる。この仮定計算結果と実際の保守委託費18,045千円を比較すると、92%程度、保守委託費用が過大に支払われていることになる。

表D6-8-4 江戸博におけるシステム要員の実際稼働時間から試算したシステム保守費用
(単位：千円)

人月単価100万円と仮定した場合の保守費用 (A)	1,380
平成26年度の保守委託費用 (B)	18,045
過剰とみられる保守委託費用 (B) - (A) = (C)	16,665
差異分析 (C) / (B)	92.3%過剰

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

一方、このような技術者を常駐させることの必要性を歴史文化財団に質問したところ、「緊急を要する障害等が発生した場合に、即時対応する必要がある。」旨の回答を得た。そこで、平成26年度の江戸博の資料情報システムにおける障害発生者の履歴を確認したものが、表D6-8-5である。

表D6-8-5 江戸博 資料情報システムの障害発生履歴 (平成26年度分)

月日	障害発生履歴
4月10日	サーバ異常
5月9日	ハンデイクターミナル異常
3月10日	ハンデイクターミナル異常
3月25日	ハンデイクターミナル異常

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

表D6-8-5のとおり、平成26年度の江戸博の資料情報システムにおける障害発生実績は年間4件であり、そのうちサーバ異常(サーバの停止によって業務に支障をきたすような性質のもの)は、1件のみである。しかも、そもそも資料情報システムは、その性質上、トラブル対応の即時性(システムトラブルが即時に来館者に重大な影響を及ぼすようなもの)はなく、またトラブルは管理している資料に対して損傷等を与えるものではないことが想定される。

このように、システム障害発生件数や障害発生による影響を勘案すれば、技術者を常駐することの必要性を再検討すべきである。例えば、資料情報シス

テムに関して緊急を要する業務の時(例えば、収蔵品の梱卸しを実施する時など)のみに限って技術者を待機させることが考えられる。それ以外の時は、障害発生時に電話・電子メール等で対応するなど、経済性や効率性に配慮した体制に見直すことで、保守委託費用の削減が可能になると考えられる。

最後に、江戸博及び写真美術館では、既にシステム導入から20年以上が経過しているにもかかわらず、情報化の進展を踏まえたシステムコストの削減策を検討している形跡が無い。20年前とは異なり、現在では多数の企業が多機能のパッケージソフトウェアを安価に販売していることから、それらのシステム機能、システム導入費用、システム維持費用などを調査した上で、これと現在のシステムを取り替えることの費用削減効果を検討することが必要であると考えられる。

(意見2-45) 東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館の資料情報システムの再検討について

歴史文化財団が指定管理者である江戸博及び写真美術館では、収蔵品を管理するために、別々(専用)の資料情報システムを使用し、それぞれで保守及び運用費用が発生している。しかしながら、写真美術館専用の資料情報システムは、江戸博のシステムを一部手直しして構築されたものであり、おのおの機能は共通である。それにもかかわらず、2つの資料情報システムを統合することによって得られる、システムコストの削減に向けた検討がなされていない。

また、江戸博の資料情報システムの保守委託費用は、平成26年度において年間18,045千円を要しているが、その契約仕様工数の年間12人月に対して実績工数が約1.4人月と少ないこと、また平成26年度の作業実績からして契約仕様による上級SEが常駐を要するほどの業務ではないこと、しかも、資料情報を管理することに過ぎないというシステムの特性からして、SEがシステムトラブルに備えて複数も常駐することの必要性が低いことから、契約内容を見直す必要性が認められるが、その検討が不十分である。

さらに、江戸博及び写真美術館では、既にシステム導入から20年以上が経過している。20年前とは異なり、現在では多数の企業が多機能のパッケージソフトウェアを安価に販売しているが、それらのシステム機能、システム導入費用、システム維持費用を調査し取替更新することを検討していない。

以上を踏まえ、文化振興部及び歴史文化財団は、経済性・効率性の観点から、システム統合や最新のパッケージソフトウェアの導入などを含め、現行の資料情報システム契約の内容等を見直すこととされたい。

9. 公益財団法人東京都歴史文化財団について

(1) 資産の有効活用について

公益財団法人については、認定要件として公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下、「不可欠特定財産」という。）があるときは、その旨並びにその維持及び処分に関する制限について必要な事項を定款で定めることが必要であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16項によると、このような不可欠特定財産は、維持及び処分制限が強制される。

ここでいう「不可欠特定財産」とは、その財産がなければ法人の事業が行えない財産、例えば美術館や博物館の事業を実施する公益財団法人の美術館・博物館がこれに該当する。この点、歴史文化財団は、文化振興部所管の美術館・博物館等を指定管理者として管理運営をするものの、事業の実施主体や文化施設の所有者は都であることから、この歴史文化財団には不可欠特定財産が存在しない。

なお、歴史文化財団では、以下のとおり、定款で基本財産を「不可欠なもの」と定めているが、認定法上の「不可欠特定財産」には該当せず、定款第5条第2項に定められている手続を踏めば処分することができる。

【(参考) 公益財団法人東京都歴史文化財団定款（一部抜粋）】

(基本財産)
 第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

ここで、平成26年度末において、歴史文化財団の財産状況は、表D6-9-1のとおりである。このうち、現金預金は6,157,258千円、基本財産（定期預金・投資有価証券）は1,551,498千円、特定資産の「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（普通預金・定期預金）は670,152千円、合計8,378,908千円計上されている。

この現金預金は、平成26年度末に確定している未払金など負債の支払に充てられるほか、指定管理料が四半期ごとに都から歴史文化財団に支払われていることから、翌年度の6月までに支払が見込まれる人件費や施設管理費などのた

めに保有していたことである。

特定資産のうち「新たなサービス向上策事業準備積立資産」は、本報告書第3のVIの4.「美術品などの購入・所有に係る役割分担について」で述べたとおり、本来は都が財源を負担すべき資産などの支出に充てられている。

なお、資金に係る運用益は、基本財産受取利息4,349千円などがあるものの、歴史文化財団の事業費・管理費を賄うほどの貢献度は認められない。

表D6-9-1 平成26年度末簡易貸借対照表

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金預金	6,157,258	未払金	2,344,053
現金預金以外の流動資産	514,197	未払金以外の流動負債	588,368
流動資産合計	6,671,455	流動負債合計	2,932,422
固定資産		固定負債	
基本財産	1,551,498	固定負債合計	860,076
特定資産	1,145,072	指定正味財産	296,997
その他固定資産	822,916	一般正味財産	6,101,445
固定資産合計	3,519,487	正味財産合計	6,398,443
資産合計	10,190,942	負債及び正味財産合計	10,190,942

(単位：千円)
 (歴史文化財団決算書より監査人が作成)

歴史文化財団は、公益認定上の財務基準（遊休財産額の規制）に抵触しなければ、指定管理の利用料金制度の仕組みから得た留保利益などを源泉とする資金を法人内部に留保することができる。しかしながら、歴史文化財団は都の監理団体として文化振興部が所管する文化施設を基に自主事業や収益事業を行っており、それらの事業は文化振興部が所管する事業と全く無関係なものではなく、指定管理者として指定されている施設等や委託料を活用して、公演や展示会などの事業を実施している。

したがって、基本財産・特定資産を含む歴史文化財団が保有する資金については、都の文化政策としての公共性・公平性の観点から、真に必要なレベルを整理する仕組みを構築することが必要であると考えられる。

(意見2-46) 資産の有効活用について

平成26年度末において、歴史文化財団の財産のうち、現金預金は6,157,258千円、基本財産(定期預金・投資有価証券)は1,551,498千円、特定資産の「新たなサービス向上策事業準備積立資産」(普通預金・定期預金)は670,152千円、合計8,378,908千円計上されている。

このうち、現金預金は、平成26年度末に確定している未払金など負債の支払に充てられるほか、指定管理料が四半期ごとに都から歴史文化財団に支払われていることから、翌年度の6月までに支払が見込まれる人件費や施設管理費などのために保有していたということである。基本財産は定款で「不可欠なもの」と定めているが、公益認定法上の「不可欠特定財産」には該当せず、したがって定款に定められている手続を踏めば処分することができる。特定資産のうち「新たなサービス向上策事業準備積立資産」は、(意見2-42)のとおり、本来は都が財源を負担すべき資産などの支出に充てられている。

歴史文化財団は公益認定上の財務基準(遊休財産額の規制)に抵触しなければ、指定管理の利用料金制度の仕組みから得た留保利益などを源泉とする資金を法人内部に留保することができる。しかしながら、歴史文化財団は都の監理団体として文化振興部が所管する文化施設を基に自主事業や収益事業を行っており、それらの事業は全く文化振興部の事業と無関係なものではなく、指定管理者として指定されている施設等や委託料を活用して、公演や展示会などの事業を実施している。

したがって、基本財産・特定資産を含む歴史文化財団が保有する資金については、都の文化政策としての公共性・公平性の観点から、真に必要なレベルを整理する仕組みを構築することとされたい。

(2) 公益認定について

歴史文化財団では、定款(第4条3項)において、海外の地域で事業を行う旨を定めており、実際に海外でも事業を行っている。

歴史文化財団は、公益法人制度改革に伴い平成22年4月1日に公益財団法人へ移行している。公益法人の移行については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第44条の規定による認定を受ける必要がある。申請先の行政庁については、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)平成27年4月版」(内閣府)によれば、次のようにされている。

【参考】「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)平成27年4月版」
内閣府 問1-9-①より抜粋】

問1-9-①
(公益認定申請先行行政庁)
公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

答
1 これまでのいわゆる主務官庁制においては、主務官庁の裁量により公益性の判断等に差が生じ、不透明になりうることで、法人の目的・事業によっては主務官庁が確定するまでに多大な労力や時間を要すること等の問題点が指摘されてきました。
2 新たな公益法人制度では、所管の行政庁は法人及び行政庁の双方にとりて外形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、法人の事務所が所在する場所と事業を行う地理的範囲とに着目して、内閣総理大臣か都道府県知事の所管を定めることとしています(公益法人認定法第3条)。

3 具体的には、現在の主務官庁が国の機関か地方自治体かにかかわらず、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)平成27年4月版」(内閣府)の問1-9-①の3に記載があるとおり、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨を定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となっている。

しかしながら、歴史文化財団では、公益認定の申請を都知事に対して行っており、内閣総理大臣に対して申請していない。これは、内閣府から発行されている「申請の手引き 公益認定編(一般法人が公益認定を申請する場合)」に「本邦内の特定の地域と海外との間の公益目的事業である場合には、定款上その旨を明記しておくことにより、都道府県知事の所管とすることもできます。」と記載されており、本ケースに該当するとの主張である。

しかし、当該記載も「できる」と規定しているだけであり、原則的には内閣総理大臣の認定を受けるべきではないか、という疑問が生じるが、監査人としては、公益法人制度上の取扱いに関する判断を行う立場にはないことから、このような疑問についての指摘・意見を差し控えることとした。

(3) 特定契約 (特命随意契約) について
 ① 公益財団法人東京都歴史文化財団における特定契約 (特命随意契約) について

歴史文化財団は、都の監理団体である以上、各種の契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。

この点、「東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められている。東京都監理団体指導監督基準では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に他の契約により締結するものと定めている。このようことから、監理団体における契約は、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

表 06-9-2 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が一者しかいない契約等、その他の契約のいずれにも該当しない契約

(「東京都監理団体指導監督基準」より監査人が作成)

特定契約は、競争原理によらずに、任意に特定の二者を選定して、その者と契約を締結するものであり、特命随意契約と同義である。特定契約も、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の時間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いた発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結されるというデメリットを内包している。

この点、「公益財団法人東京都歴史文化財団財務規程」においても、「なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする」とし、特定契約を締結できる場合は、「価格の定められた物件を購入するとき、又は、予定価格が30万円未満の契約その他理事長が必要ないと認めたとき」という、限定された場合にのみ締結できる旨が規定されている。

【(参考) 公益財団法人東京都歴史文化財団財務規程 (一部抜粋)】

第40条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。

(中略)

第43条 第40条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合で、随意契約の相手方が暴力団関係者等でないときとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付すことが不利と認められるとき。
- (3) 競争入札に付すことができないとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- (5) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 予定価格が250万円未満の工事の請負契約、予定価格が100万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により随意契約の方法による場合には、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、価格の定められた物件を購入するとき、又は、予定価格が30万円未満の契約その他理事長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(「公益財団法人東京都歴史文化財団財務規程」より監査人が作成)

したがって、特定契約による契約の締結は、例外的な契約手法であると考えられることから、その契約が合理的な理由に基づいて締結されているかどうかを検討することとした。

まず、歴史文化財団の発注に関する契約種類別における契約件数は、表 D6-9-3 のとおりである。

表 D6-9-3 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
競争入札	3,502 百万円 (46%) 549 件 (13%)	2,678 百万円 (41%) 429 件 (9%)	2,341 百万円 (33%) 463 件 (9%)
少額契約	305 百万円 (4%) 2,694 件 (62%)	338 百万円 (5%) 3,115 件 (68%)	365 百万円 (5%) 3,401 件 (69%)
随意契約 (特命以外)	488 百万円 (6%) 56 件 (1%)	554 百万円 (8%) 50 件 (1%)	467 百万円 (7%) 55 件 (1%)
特定契約 (特命契約)	3,317 百万円 (44%) 1,025 件 (24%)	3,019 百万円 (46%) 993 件 (22%)	3,987 百万円 (56%) 1,014 件 (21%)
合計	7,594 百万円 (100%) 4,324 件 (100%)	6,590 百万円 (100%) 4,587 件 (100%)	7,162 百万円 (100%) 4,933 件 (100%)

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

表 D6-9-3 のように、特定契約は、件数については毎年 2 割超発生しており、金額については毎年 30 億円を上回り、割合も全体の 4 割超で推移している。したがって、歴史文化財団は、特定契約が件数も金額も少ないとは言いがたい状況にある。

次に、監査人は、歴史文化財団における平成 26 年度の特定契約の理由書を検討したところ、表 D6-9-4、表 D6-9-5 のとおり、合理的な理由とは認め難い特定契約、あるいは特定契約を締結する上での課題が検出された。

表 D6-9-4 特定契約に関する検出事項① (歴史文化財団)

平成 26～28 年度	契約件名	内容及び検出事項
旧神田保育園仮園舎清掃その他業務委託		<p>【内容】 旧神田保育園仮園舎を以下のように使用するため、建築物及び建築設備並びに附帯施設等を適正に維持管理することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日まで 文化会館リニューアル準備室 平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日まで 写真美術館リニューアル準備室 <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 4,601,946 円 (うち消費税等 340,884 円)</p> <p>【検出事項】 特命理由書には、「本件にかかる業務は、上記業者が、千代田区立神田保育園仮園舎当時から、千代田区と委託契約を締結しており、このため、建築物及び建築設備並びに附帯施設等十分に熟知し、準備期間の少ない中でも、契約期間の始期より円滑に業務着手が可能であることから、上記業者を特命する。」との記載がある。しかしながら、本件の業務委託については、準備期間が短いという理由はあるにしても、特殊な委託業務でないことから、受託可能な会社が 1 社に限られない蓋然性が高い。また、当該理由により特定契約を認めることは、契約の相手方が固定化され、契約自体が清実に左右されること等により、競争性や公正性の確保を損なう可能性があることから、合理的な理由に該当しないものと考えられる。</p>